

**セミナー開催の
お知らせ**

ご好評いただいております、企業法務部主催の労務問題に特化したセミナーを本年も、鹿児島・熊本にて順次開催いたします。



今年 4月より施行される働き方改革関連法により、有給休暇の5日消化の義務、有休管理簿の作成義務、それに労働時間の適正把握の義務化が、事業主の皆様にとっては当面の重要課題となりました。当事務所でも恒例の労務セミナーを春先から開催し、これらの法改正への対応策など、経営者の方や企業の皆様役に役立つ情報をお伝えする予定です。開催日時など詳細は決定次第順次お知らせして参ります。是非ともご期待ください!

**開設10周年の
ご挨拶と御礼**

おかげさまで開設10周年を迎えることができました。
皆様のご支援に改めて深く感謝申し上げます。

高度な専門性をもって鹿児島県内外のあらゆる問題に対応するべく所員一同、一丸となって邁進して参りました。これからもより満足度の高いサービスをご提供し、10年 20年と皆様に寄り添い続ける事務所でありたいと思います。今後とも宜しく願いいたします。

